

158-0096

到達番号 202507081018185314

世田谷区 玉川台 1-8-16

株式会社 t e e

武井 江利子

様

202502252736888 00001

通知書は、処理が完了した方の中から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 63-777

事業所番号 39106

被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
2	田崎 咲	R 7. 9	620千円	620千円	H 5.12.25	第二種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 7年 7月11日

日本年金機構理事長
(世田谷年金事務所)

事業所整理記号 63-テ7
事業所番号 39106
202502252736888 00001

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

***** 付記 *****

1. この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
2. この通知書を受け取ったら、すみやかに決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。
3. この通知書は完結となった日から起算して2カ年間は、事業主が整理保存しておかなければなりません。